

政令第 号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十号イ及び第十一号ロ並びに第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十三億九千万円」を「十五億円」に改める。

第二条中「一兆二千二百三十五億千二百四十五万九千円」を「一兆三千五百六十九億二千八百三十万七千円」に改める。

第三条中「二千万円」を「二千二百万円」に改める。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

理由

最近におけるタンカーに係る保険契約の保険金額の水準等に鑑み、特定損害保険契約の保険金額の下限等を改める必要があるからである。